

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容				
0 相談支援事業所の概要		平成28年度				平成29年度				
0-1 実施状況について										
法人名称	社会福祉法人 関西中央福祉会									
	法人所在地	大阪市淀川区木川西4丁目5-40								
事業所名称	淀川区障がい者相談支援センターえんじょい									
事業所所在地	大阪市淀川区西中島7丁目12-23									
電話番号	06-6101-5031									
実施曜日	月曜日から金曜日（行事がある場合は土曜日、日曜日も実施）									
実施時間	9:00～17:30									
同一場所以外で実施している他の事業	指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業									
実施法人で実施している他の事業	生活介護事業・施設入所支援事業・短期入所事業・共同生活援助 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業 ※淀川地域障がい者就業・生活支援センター									
事業所の特長	当センターは、社会福祉法人の一部署であり、前身である市町村障害者相談支援事業の開所当初から、障害種別に関わりなく、当事者や家族、知人などが相談に来られている。また、スタッフの多くが何らかの障害をもっており、開所当初からの事業の一つであるピアカウンセリングを実施している。 相談業務において、電話の他、FAXやE-Mailといった通信ツールによるもの、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。また、電話がつながらない場合、もしくは時間外の相談については、携帯電話で対応できるよう体制を整えている。 一方、相談業務以外にも、より豊かで充実した地域生活の確立を目的としたさまざまな企画を実施（定期・不定期）している。外出や季節行事、交流などを通して経験を積み重ねることや時間を共有すること、人間関係の構築などを図っている。	当センターは、社会福祉法人の一部署であり、前身である市町村障害者相談支援事業の開所当初から、障害種別に関わりなく、当事者や家族、知人などが相談に来られている。また、開所当初からの事業の一つであるピアカウンセリングや自立生活プログラム（ILP）も実施している。 相談業務において、電話の他、FAXやE-Mailといった通信ツールによるもの、訪問や来所といった直接面談によるものなど、可能な限り希望や状況に合わせて対応することを心掛けている。また、電話がつながらない場合、もしくは時間外の相談については、携帯電話で対応できるよう体制を整えている。 一方、相談業務以外にも、より豊かで充実した地域生活の確立を目的としたさまざまな企画を実施（定期・不定期）している。外出や季節行事、交流などを通して経験を積み重ねることや時間を共有すること、人間関係の構築などを図っている。								
0-2 事務室等について		平成28年度				平成29年度				
事務室	25㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用			<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用			
	相談室	15㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用			<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	その他	10㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用			<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		平成28年度				平成29年度				
	常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員			
	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務		
	2人	1人	2人		2人	1人	1人	1人		
0-4 職員の勤務体制		平成28年度				平成29年度				
月～金を開所し、常勤3人、非常勤2人の職員体制で、複数のスタッフが出勤できるような休日を調整している。 また、定期的にスタッフ間で情報共有することで訪問や出張を把握し、職員体制の整備により事務所常駐を強化した。 土日祝および時間外は携帯電話にて対応。		月～金を開所し、開所時間内は常時1名を事務所に常駐できる体制で業務を行なった。当初、常勤3名、非常勤2名体制でのスタートだったが、4月に常勤職員が1名、5月に非常勤職員が1名、体調不良を理由に退職し、しばらくの間、常勤2名、非常勤1名での体制で行うことになった。 同年度、1月に非常勤職員1名、2月に常勤職員が1名補充され、年度終わりには5名体制で実施することになった。								
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		平成28年度				平成29年度				
	障がい名	実施曜日	実施時間	障がい名		実施曜日	実施時間			
	視覚障害（男性）	月～金	9時～17時30分	視覚障害（男性）	月～金	9時～17時30分				
	内部障害（女性）	月～金	9時～17時30分							
	視覚障害（女性）	月～金	9時～17時							

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	平成28年度	平成29年度
1-0 理念・基本方針	<p>当センターは事業所名を「淀川区障害者相談支援センターえんじょい」としているように淀川区で自分らしくそして楽しく生活できるように支援ができればという思いを持っている。そのため、まず、障害を持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今どのように生活をし、そしてこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共に気持ちを分かち合いながらご本人と一緒に考えていければという思いから、相談支援を行うスタッフの多くを障害を持つ当事者中心で構成している。</p> <p>また当センターは相談機関であり、基本は誰でも気軽に相談に来てもらえればと考えている。しかしながら、いずれは地域の中で当センターとは違う人間関係を広く築いて、地域の中で自分らしく存在できる居場所を見つけてもらえればと常に考えて支援している。</p> <p>様々な制度や支援体制が構築されつつあるが充分ではない。いずれは、障害者が障害を感じることなく、地域で孤立せずに本来希望する生活を送ることができる環境を目指したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアカウンセリングやILPを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る</li> <li>・社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む</li> <li>・不当な待遇、虐待を受けることがないよう権利擁護に取り組む</li> <li>・他機関と連携、協力し必要な社会資源の拡充に取り組む</li> <li>・セミナーや機関紙を通して障害理解への啓発に取り組む</li> </ul>	<p>当センターは事業所名を「淀川区障害者相談支援センターえんじょい」としているように淀川区で自分らしくそして楽しく生活できるように支援ができればという思いを持っている。そのため、まず、障害を持つ人がこれまでの生活をどのように思っているか、今どのように生活をし、そしてこれからどのような生活をしたいかをお聞きしている。そして、当センタースタッフも共に気持ちを分かち合いながらご本人と一緒に考えていければという思いから、相談支援を行うスタッフの多くを障害を持つ当事者中心で構成している。</p> <p>また当センターは相談機関であり、基本は誰でも気軽に相談に来てもらえればと考えている。しかしながら、いずれは地域の中で当センターとは違う人間関係を広く築いて、地域の中で自分らしく存在できる居場所を見つけてもらえればと常に考えて支援している。</p> <p>様々な制度や支援体制が構築されつつあるが充分ではない。いずれは、障害者が障害を感じることなく、地域で孤立せずに本来希望する生活を送ることができる環境を目指したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアカウンセリングやILPを通して社会生活力を高める支援に取り組み、エンパワメントを図る</li> <li>・社会資源や制度の情報提供を通して地域生活の充実につながるよう取り組む</li> <li>・不当な待遇、虐待を受けることがないよう権利擁護に取り組む</li> <li>・他機関と連携、協力し必要な社会資源の拡充に取り組む</li> <li>・自立支援協議会や機関紙を通して障害理解への啓発に取り組む</li> </ul>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		平成28年度		平成29年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示すものとして、委託期間全体を通じた計画が定められている。	4	事業の理念・基本方針を実現するために計画を作成している。			
		中長期目標はあくまで当センターによる現時点での目標であり、今後、障害者を取り巻く環境の変化や制度の改正などの流動的な部分もあるため中長期目標に基づいた事業先行ではなく、その時の障害者のニーズを把握しそれに基づいた事業を展開していければと考えている。			
	4	年度ごとの事業計画を作成している。			
委託期間全体を通じた計画を踏まえて年度ごとの事業計画を策定している。	4	中長期目標はあくまで当センターによる現時点での目標であり、今後、障害者を取り巻く環境の変化や制度の改正などの流動的な部分もあるため中長期目標に基づいた事業先行ではなく、その時の障害者のニーズを把握しそれに基づいた事業を展開していければと考えている。			
		事業の理念・基本方針の実現に向けた取り組みをより良いものにするために前年度の結果を反映させ、次年度の事業計画を作成している。			
事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	4	中には客観的な事業評価が低いが必要な事業もあり、それについては、スタッフ間で話し合ったうえで必要な事業については継続して行うこともある。			

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施	平成28年度		平成29年度	
1-2-① 自己決定の尊重	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	5	自己決定するためには、それをするだけの判断材料が必要であり、地域生活においての経験や自信がないと選ぶことは困難である。しかし、中には障害により情報をきちんと受け取り理解するのが難しい方もいらっしゃるため、情報提供をする際には、簡単な表現を用いることを心がけている。加えて、障害があるがゆえに、機会に恵まれなかったことを経験してもらう場として、団体行動や外出、料理など様々な設定をし、自分らしい生活スタイルを見つけてもらう支援に努めている。	4	自己決定するためには、それをするだけの判断材料が必要であり、地域生活においての経験や自信がないと選ぶことは困難である。しかし中には障害により情報をきちんと受け取り、理解することが難しい方もいらっしゃるため、情報提供をする際には簡単な表現を用いることを心掛けている。今年度はスタッフの体制も影響して、外出企画や料理企画など、自己決定できるための経験の場の設定の回数は減ってしまった。しかしその中でも、「ふれあいコンサート」やこれまでにはなかった「やきいも行事」等、1回1回力を注ぎ、本人たちが主体的に意見を出し合い作り上げていく行事を実施した。
		現在は、家族と同居しているが、近い将来、ひとり暮らしを目指している脳性麻痺の方4人を対象に、ひとり暮らしに必要な情報、知識、経験をもらうことを目的とした料理企画(ヘルパーさんとクッキング)。本人からヘルパーへの指示の出し方が積極的なものになったり、ヘルパーも先々に進めるのではなく、本人のペースや希望に合わせて動いてくれるようになった。参加者の希望もあり、今後も年4回ペースで継続していきたい。		これまでも行なっているが、自己決定することはそこに至るまでの過程が重要であり、そこを体験や経験、見学等を通して身に付けていただけるように、本人に合わせた形での情報提供を行う。これは日々の相談の中ではもちろんだが、行事においても企画の段階から加わることで様々な経験ができるため、季節行事など回数を増やして実施していきたい。
1-2-② エンパワメントの重視	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	5	特に相談者が地域で自分の意思に基づいて自分らしく生活して欲しいという思いがある。そのため、まず置かれた状況や障害について自分自身を知り、思いに気付いてもらい、今後どのような生活をしたいのかについて一緒に考えている。その際には、なるべく自分の人生を自分で考えて自分で決定していくことに留意している。		
		具体的には、ピアカウンセリングやILPを通して、自分でできる事、苦手な事が何かに気づいてもらい、できることは自分で、苦手なところはどのようにかを一緒に考えていくようにしている。その中で、自分らしく生活する方法が一つではないことに気づいてもらい、自己決定しやすい環境を整えている。こういった取り組みが、本人にとってのエンパワメントになり、自己決定を生み出すという考えのもとで支援している。そして、いつかは当センター以外の場所でも、自分らしく楽しく生活できる場を見つけてもらえればと常に考えている。		
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	4	本人に合ったコミュニケーション方法をどのように解に考えている。簡単に答えやすいように工夫したり、イラストや写真、文字盤などを使用して、一番本人とコミュニケーションがとりやすく、かつ、本人が一番自分を表現しやすい方法を心掛けている。また、情報障害を伴う人についても拡大版やテキストデータによる情報提供など、その人の障害特性に応じた配慮をすることにより情報のバリアフリー化ができ、本人の選択肢を広げることに繋がっている。		
		本人とコミュニケーションがとりやすいよう、その時々に応じた対応を、本人と一緒に考えていきたい。		
一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	何度も本人と面談をし、気軽に話し合えるような関係性を作り、本人が話しやすい雰囲気作りを心がけて対応している。そういった関係性を作っていくうちに、本人特有のサインを発見や理解できるよう心掛けている。		
意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	本人に同意を得た上で行なうことが前提であるが、本人を理解している人も一緒にコミュニケーションをとり、少しでも本人の思いを理解できるよう心がけている。その代弁者が家族である場合、本人と家族とで思いのズレがあることもあり、当センターの方針や理念を説明し、本人の意思決定を支援している。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
権利擁護	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めているような支援に努めている。	4	権利擁護において当センターでは、自分の想いを伝えていくことができることや、そのことが大切であると考えている。当事者スタッフ自身がこれまでの生活の中で蚊帳の外に置かれていると感じる経験も多い。そのため、ピアカウンセリングを通して、自己信頼の回復を行い、本人と一緒に環境整備をしていく。それが、本人にとってのエンパワメントとなり、いずれは自分自身の権利を守っていけるような支援を行っている。		
	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4	人権侵害を発見した場合においてはまず本人の権利を守ることを第一に考え、関係機関等とも連携しながら対応している。障害特性や家庭環境により自分の意見を主張することができず、人権侵害に至るケースもあるため、代弁等で権利擁護を行う場合もある。平成28年度からは当センターも障害者差別解消法における相談窓口の1つとして役割を担い、障害のある方の差別に関する相談を受けている。生活相談など一般的な相談の中で障害者差別に関する話になった時は、この法律がスタートし、話し合いにより解決していく仕組みができたことを伝えている。しかし、本人がそれを差別と感じたとしても、その解決に向けて事業所と話し合いをするのはどうかと提案するが、事業所（商店など）との関係性や問題の肥大化を警戒され、話し合いの場を設定するところまではいかないケースが多い。 平成28年度からは障害者差別解消法が施行されることもあり、当センターも窓口のひとつとして差別に関する相談があった時はそれに対応する役割を担っている。 差別は一方的な偏見から生まれることも多くあり、障害特性を理解してもらい一緒に考えてもらえるように働きかけていきたいと考えている。また、今後については、合理的配慮のリスト化も検討していく。		障害者差別解消法が施行されてから2年経つが、事業所などではいまだに差別が行われていることがある。 人権侵害は本人の気づいていないところで行われていることも多く、ニーズの把握が難しい。普段の何気ない会話の中にヒントは隠されており、人権侵害の可能性も含め、発見した場合には引き続き関係機関とも連携しながら対応していきたい。
	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	虐待の恐れがある場合は、まず事実確認を本人や周りから情報を集め、必要な場合は行政機関等と連携をとり、訪問や情報収集など適切な対応を行っている。 自治会や要援護者見守りネットワーク強化事業と連携し、潜在的なニーズの発見に努めていきたいと考えている。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		平成28年度		平成29年度	
1-3-① 他関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組を提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	平成28年度は地域自立支援協議会における運営委員会において委員長を務め、設置されているすべての部会（身体障害者部会、知的障害者部会、精神保健福祉部会、相談支援部会、居宅介護事業所部会、就労支援部会、子ども支援部会）に委員として参画し、提言を行った。	地域自立支援協議会全体としては他機関の協力もあり、セミナーを始め活発な意見交換や地域における社会資源の問題提起等々を積極的に進めてきた。平成28年度は精神障害者の語り部をテーマにした「精神障がい者登壇セミナー「地域で自分らしく生きる」」や障害のある方の仕事や生活について一緒に考える相談会、「第2回はたらく・くらしフェスタ」等の区民を対象にした企画にも取り組むことができた。	平成29年度は地域自立支援協議会における運営委員会において副委員長を務め、相談支援部会と身体障がい者部会では部会長を、知的障がい者部会では副部会長の役に就き、その他の部会（精神保健福祉部会・就労支援部会・子ども支援部会・居宅介護事業所部会）にも委員として参画した。	協議会の運営については委員長と委員の協力もあり支えられ、当センターは部会の取り組みに専念することができた。特に相談支援部会が中心となって進めた自立支援協議会研修会「地域で暮らし～あたりまえな生活を目指して～」や、身体障がい者部会が中心となり実施した福祉教育（年4回）及び失語症についての勉強会については準備にも多くの時間を費やし実施することができた。
		当センターは区障害者相談支援センターであり、本来であれば地域自立支援協議会において中核的な役割を担う立場ではあるが、他機関の協力もあり、平成29年度は副委員長として自立支援協議会に関わっていく。昨年度に引き続きすべての部会に委員として参画し、協議会の活性化に努めていきたいと考えている。色々な角度から意見交換を行うためにも自立支援協議会の周知を行い、福祉だけでなく医療や教育、労働等の障害者に関わる様々な分野の方にも参加を促し、新しい風を取り入れていくきっかけにつなげていきたい。	昨年年度に引き続き平成30年度も運営委員会における副委員長、相談支援部会及び身体障がい者部会における部会長を継続しつつ提言を行っていく。部会どうしの意見交換会など部会間の交流ができる企画も進めていく。		
協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	4	区社会福祉協議会や地域包括支援センター、訪問看護事業所など、単に情報共有のみならず、一緒にケースにあたる機会がこれまでよりも増えている。	また、問題が多様化する中で、司法関係他、福祉以外の分野とも連携ができた。	障がい者就業・生活支援センター、区社会福祉協議会や見守り相談室、地域包括支援センター、病院や訪問看護事業所、地域生活定着支援センター等、単に情報共有のみならず一緒にケースに関わる機会が増えている。	また、地域の障害者を取り巻く問題が多様化する中で、警察や弁護士、司法書士等、福祉以外の専門職とも関わる中で、当センターの役割を知っていただくなど連携が深まるきっかけとなった。
		今後も相談支援体制の強化のために相談支援事業に参入してもらえよう働きかけを行っていかねばと考えている。		昨年年度に引き続き、定期的な会議やケースを通して関係する機関と連携していきたい。	
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	4	当センターは、相談者だけではなく、サービス提供事業所などの関係機関や区社会福祉協議会、行政、地域包括支援センターなどとも交流がある。その中で意見や情報の交換をすることも多く、今地域を取り巻く状況や課題などについては概ね把握している。例えば、区社会福祉協議会の要援護者見守りネットワーク強化事業と連携することで、まだサービスにつながない障害のある方と関わる機会が増え、状況の把握に努めることができた。	自治会との交流を通して、更なるニーズの発見や障害理解の促進に努めていきたいと考えている。		
障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	4	障害福祉サービス提供機関との連携だけでは、解決の方法が限定されてしまうため、福祉分野以外の労働や教育、保健医療機関等との連携が必要であると考えている。	定期開催の会議ではないが、個別のケースや特別支援学校、その他、必要に応じて連携する中で、ニーズ把握に努めている。	3	障害福祉サービス提供機関との連携だけでは、解決の方法が限定されてしまうため、福祉分野以外の労働や教育、保健医療機関等との連携が必要であると考えている。
		今年度は東淀川特別支援学校の見学や光臨特別支援学校の学校公開にも積極的に参加する等、関係性作りを努めた。	今年度は東淀川特別支援学校の見学や光臨特別支援学校の学校公開にも積極的に参加する等、関係性作りを努めた。		平成29年度は淀川区医師会主催の訪問看護事業所連絡会等にも参加し、訪問看護事業所との交流を通して横のつながりをつくることができた。
アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	4	相談の中で、地域包括支援センターや病院等を訪問することもあり、ケース以外の相談に及ぶこともある。その他、要援護者見守りネットワーク強化事業や地域生活定着支援センター等とも連携することもあり、ニーズの掘り起こしができる関係性を構築している。	昨年度に引き続き、今年度も淀川スポーツセンターとのコラボレーション企画でのサポートを実施。それにより、相談支援につながるケースもたげたい。		
		昨年度に引き続き、今年度もこういったアウトリーチ活動は実施していく。	今年度は区内にある更生保護施設等も訪問し、ニーズの把握に努めたいと考えている。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
1-3-③	a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4	区の内外問わず、新しい事業所などが、事業説明のため来所されることが多く、事前予約がある場合はもちろん、突然来所された際も、時間が許す範囲で対応し、質問させていただき、事業の詳細を把握するようにしている。 また、居宅介護事業所部会にも参加し、関係性を作る中で、社会資源状況等の把握に努めている。	
	b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	3	淀川区地域自立支援協議会では相談支援部会の中で障害を持つ児童のサポート体制に関する情報交換を行っている。 また、就業・生活支援センターとも連携し、情報の収集に努めている。	
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	社会福祉協議会の評議員の委嘱を受け、地域活動協議会委員や民生委員との交流を図っている。		
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	4	利用者の多くが淀川区周辺で生活されており、地域の店などを利用されることも多く、情報が必要である。そのため、地域にあるお店を外出や実施する企画で利用するにあたり、バリアフリーかどうかを調査したり店側と交渉し、実際に利用することで障害を持つ人が利用できる店の一つとしての選択肢は徐々に増えている。また、公共施設に関しても駅のバリアフリー情報を収集し実際に利用することで概ね把握している。さらに、スポーツセンターに関しては、相互理解が深まり、淀川スポーツセンターとは現在も「ハンディキャップチャレンジデイ」というコラボレーション企画を毎月サポートしている。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-4	社会資源の改善・開発に向けた取組み	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	5	<p>①フリータイムの実施                      平成27年度より当センターでは「フリータイム」という名前で地域にお住まいの障害のある方が気軽に参加できる集いの場として第1土曜日の午後と第3土曜日の午前にセンターを開放し、取り組みを実施している。これはその日集まったメンバーで今日何をするか話し合い、いろんな方と交流することで人間関係を育むことが目的である。できるだけいろんな方に参加していただけるように時間内であれば出入りは自由にしており、内容も世間話で終わる日もあれば、季節に合わせた創作活動やゲームを行うこともある。当初はスタッフを通してしか話が成立しづらい時もあったが、回数を重ね経験を通ずる中で参加メンバー同士でも楽しめ話ができるようになってきている。また、ここで出た意見や要望を取り入れ、季節行事につなげているものもある。</p> <p>②十三の家プロジェクトへの参加協力                      地域のより淀川区にある一軒家を障害のある方（主に身体障害者）が生活体験できる場に活用することはできないかという相談から始まり、月1回程度のペースで十三の家プロジェクト会議に参加している。制度に縛られない形で運営をしていきたいという家主の想いを受け淀川区社会福祉協議会やまちづくりセンターとも連携し、今年度は通院住民やボランティアの交流会、住みつき施設の見学なども行った。当初は重度の身体障害者がヘルパーを利用しながら生活できるシェアハウスの実現に向けて話を進めていたが、地域の状況やニーズを伝える中でより多くの方に利用してもらうことはできないか、一人暮らしに向けて体験してもらえらる場にするにはできないかという視点が変わり、現在は身体障害者の方が一人暮らしに向けての体験ができる自立生活体験室のようなものをイメージされ、企画を進められている。今年度末の時点では古民家のリフォーム（バリアフリー化）も考えられ、活動目的と運営方針も具体的な見直しを検討されている。</p>	<p>①フリータイムの実施                      平成27年度より当センターでは「フリータイム」という名前で地域にお住まいの障害のある方が気軽に参加できる集いの場として第1土曜日の午後と第3土曜日の午前にセンターを開放し、取り組みを実施している。昨年夏も午前中の参加者が減少傾向にあったこと、午後の時間をもう少し伸ばして欲しいという利用者からの要望もあり、今年の6月より第1土曜日の開催となっている。これはその日集まったメンバーで今日何をするか話し合い、いろんな方と交流することで人間関係を育むことが目的である。                      できるだけいろんな方に参加していただけるように時間内であれば出入りは自由にしており、内容も世間話で終わる日もあれば、季節に合わせた創作活動やゲームを行うこともある。                      この取り組みを始めて3年目に入り障害の種類に関わらずいろんな方に利用していただいている。中には一人暮らしをされている方や一般就労されている方も参加されており、自分の経験談や休日の過ごし方など自然に話ができる雰囲気になってきている。</p> <p>②十三の家プロジェクトへの協力                      地域のより淀川区にある一軒家を障害のある方（主に身体障害者）が生活体験できる場に活用することはできないかという相談から始まり定期的な話し合いを重ねた結果、ヘルパーと一緒に一人暮らしに向けての体験ができる場をつくる方向で話が進むことになった。                      車椅子利用者でも利用できるように昨年家をリフォームされ、バリアフリーの環境で料理や宿泊などができるようになった。当センターもヘルパーを利用して一人暮らしを目指すための行事企画「ヘルパーさんとクッキング」を実施していることもあり、今後の体験にもつなげていけるようこの場所を借りて行事を行った。</p> <p>③既存の社会資源へのアプローチ                      事業所が営業で採集される服やサービス調整の中で地域の障害者のニーズや課題、協力してもらいたいことなど障害特性に応じた対応について伝えるようにしている。</p>	<p>①フリータイムの実施                      平成27年度より当センターでは「フリータイム」という名前で地域にお住まいの障害のある方が気軽に参加できる集いの場として第1土曜日の午後と第3土曜日の午前にセンターを開放し、取り組みを実施している。昨年夏も午前中の参加者が減少傾向にあったこと、午後の時間をもう少し伸ばして欲しいという利用者からの要望もあり、今年の6月より第1土曜日の開催となっている。これはその日集まったメンバーで今日何をするか話し合い、いろんな方と交流することで人間関係を育むことが目的である。                      できるだけいろんな方に参加していただけるように時間内であれば出入りは自由にしており、内容も世間話で終わる日もあれば、季節に合わせた創作活動やゲームを行うこともある。                      この取り組みを始めて3年目に入り障害の種類に関わらずいろんな方に利用していただいている。中には一人暮らしをされている方や一般就労されている方も参加されており、自分の経験談や休日の過ごし方など自然に話ができる雰囲気になってきている。</p> <p>②十三の家プロジェクトへの協力                      地域のより淀川区にある一軒家を障害のある方（主に身体障害者）が生活体験できる場に活用することはできないかという相談から始まり定期的な話し合いを重ねた結果、ヘルパーと一緒に一人暮らしに向けての体験ができる場をつくる方向で話が進むことになった。                      車椅子利用者でも利用できるように昨年家をリフォームされ、バリアフリーの環境で料理や宿泊などができるようになった。当センターもヘルパーを利用して一人暮らしを目指すための行事企画「ヘルパーさんとクッキング」を実施していることもあり、今後の体験にもつなげていけるようこの場所を借りて行事を行った。</p> <p>③既存の社会資源へのアプローチ                      事業所が営業で採集される服やサービス調整の中で地域の障害者のニーズや課題、協力してもらいたいことなど障害特性に応じた対応について伝えるようにしている。</p>
			平成29年度もフリータイムは継続して実施する。参加者からの要望により同年6月からは第1土曜日の開放時間を14時～17時30分に拡大する予定である。	次年度も第1土曜日の14時から17時30分でフリータイムを実施する。	
1-3-5	支援困難事例への積極的な対応	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけていくことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	3	<p>生活環境や家庭環境などにより多問題や複合的な課題を抱えたケースは多く、関係機関と連携しながら役割分担を行い支援に当たっている。特に同居の家族が高齢化しているなど本人・家族・関わる周囲で想いが異なることも多いため、世帯としてのニーズをどう捉え、支援していくかが重要となる。また虐待やDVなど行政機関と連携しながら関わっているケースもあるが、外部からのアプローチだけでは見えにくい部分もあるため解決の決め手とならず問題が長期化しているケースもある。                      本来、こういった困難ケースへの対応は問題の長期化を防ぐためにもケースに集中し丁寧に対応していく必要があると思われるが、相談員ひとりにかかる業務量の多さから現状の職員配置では1つのケースに集中する時間を確保するのも難しく対応が遅れることもあった。</p> <p>今後も継続して区障がい者相談支援センターという立場から困難ケースへの対応は行なっていく。現状の課題を打破すべく法人にも相談員の補充を要請している。</p>	4	<p>困難ケースは複合的な課題を抱えていることが多く、時間をかけながら1つずつ解決していくことが望ましいと考えている。次年度より区障がい者基幹相談支援センターを受託する。その役割の一つとして、困難ケースへの対応が明確化されている。障害特性の理解や高齢福祉に関することなど、さらなる専門的知識が必要となってくる。またあわせて人材育成にも力を入れていきたい。</p>
			<p>区障がい者相談支援センターの周知については、地域自立支援協議会における運営委員会や部会、それに伴う研修会等で周知している。また、地域住民への発信方法の一つとして、淀川区にある相談支援事業所のマップを配布するなども行っている。                      また、センターの機関紙「えんじょかわらばん」では、行事企画のお知らせや制度・サービスについての情報とともに、センター紹介を掲載し、周知に努めている。なお、行事等においては登録や法人枠に比べることなく、地域の障害者が誰でも参加できるよう福祉サービス事業所に協力依頼し広く呼び掛けている。このような活動を通じても障害を持つ人が当センターのことを知ってもらえる機会としても考えている。</p> <p>平成26年度から区社会福祉協議会の評議員として委嘱を受け、今後障がいを持つ人に関する提言などを行っていただければと考えている。</p>		
1-3-6	地域住民への周知・啓発活動の実施	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	4	<p>地域住民との交流については、当センターや自立支援協議会の役割などを知らせてもらえるよう地域での行事に参加している。例えば、淀川河川敷フェスタでの出店や地域ふれあいコンサート実行委員会、地域が主催する防災訓練などに参画し、障害当事者が参加しやすくなるよう意見の提言を行っている。                      月1回、区社会福祉協議会が発行している「やすらぎ通信」に「えんじょタイムズ」という見出しで、ニュースや出来事などを掲載する機会があり、当センターの取組を載せるコラムを掲載している。                      また、他事業所が主催する介護福祉士の実務者研修協議会に講師として協力し、障害についての講話を行った。さらに、区社会福祉協議会からの依頼を受けて、自立支援協議会（身体障害者部会）の一員として区内小学校を対象に視覚障害についての福祉教育を2回実施した。今年度は特に淀川区区内にお住いの視覚障害当事者にも協力していただき、視覚障害を分かりやすく説明した紙芝居や講話、説明体験を実施することができた。その後、生徒からの感想文には視覚障害は「目が全く見えにくい」だけでなく、「見えにくい人」もいることや、「見え方によって困ることも違う・サポートの仕方がよくわかった」等が書かれており、こちらが伝えなかった内容が多くの生徒に伝わっていることを確認できた。</p>	5	<p>地域住民との交流については、当センターや地域自立支援協議会の役割などを知らせてもらえるよう、地域での行事に参加している。例えば、地域ふれあいコンサート実行委員会、淀川河川敷フェスタ実行委員会、地域の防災訓練等に参画し、障害当事者が参加しやすくなるよう意見の提言を行ってきた。                      平成29年10月には大阪府福祉専門学校から依頼があり、学生に向けて障害を持たれている方の地域生活の実情について講演してもらえないかという内容であった。そのほか当センターが今まで培ってきた知識や経験を生かすつ、施設での生活だけでなく地域で生活している障害当事者の思いや様々な社会資源を利用しながら生活していること等を講義した。その結果、学生たちにも障害者が地域で生活していく上でどんな支援が必要とされているかについても考えていただく機会ができた。                      また、他事業所が主催する介護福祉士の実務者研修協議会に講師として協力し、障害についての講話を行った。さらに、区社会福祉協議会からの依頼を受けて、自立支援協議会（身体障害者部会）の一員として区内小学校を対象に視覚障害についての福祉教育を4回実施した。今年度も淀川区区内にお住いの視覚障害当事者にも協力していただき、視覚障害を分かりやすく説明した紙芝居や講話、説明体験を実施することができた。その後、生徒からの感想文には視覚障害は「目が全く見えにくい」だけでなく、「見えにくい人」もいることや、「見え方によって困ることも違う・サポートの仕方がよくわかった」等が書かれており、こちらが伝えなかった内容が多くの生徒に伝わっていることを確認できた。</p>
			<p>障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。</p>		<p>これまでは地域自立支援協議会の取り組みから地域への周知を行ってきたが、次年度はあわせて当センターのホームページを一新し、当センターの役割を発信できればと考えている。また、「えんじょかわらばん」もホームページに掲載し、様々な情報提供をしていきたい。</p>



事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>1-4 その他の取組み</p>	<p>平成28年度</p> <p>当センターは、区障がい者相談支援センターとして活動しているが、当事者主体で運営する視点から、以下の役割も担うべきと考え、取り組んでいる。</p> <p>地域の障害者の交流の場として話をしやすい場を出す事で、他の利用者とのコミュニケーションや支援者との出会い、新しい自分の発見など、その人それぞれの目的を持って、当センターの企画を利用してもらえるよう心掛けた。</p> <p>①フリータイム 毎月第1土曜日（午後）、第3土曜日（午前）実施している。</p> <p>②季節行事の実施 四季折々に応じ、ILPの要素も取り入れた企画を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 2日（土） 春を満喫！みんなでお花見 場所：野中公園 参加人数：7名</li> <li>7月23日（土） えんじょいサマー第一弾『かき氷で冷えっ冷えっ』 場所：えんじょい 参加人数：8名 内容：かき氷やお菓子作りなどのイベントを通して、夏祭りの気分を感じていただいた。</li> <li>8月27日（土） えんじょいサマー第二弾『三三火火大会』 場所：西町公園 参加人数：7名 内容：近隣の公園で手持ち花火などを持ち寄り、夏の思い出づくりを共有した。</li> <li>12月10日（土） クリスマス忘年会 場所：JUSO Coworking 参加人数：12名 内容：地域のフリースペースをお借りし、ツリーの飾りつけや焼パーティケーキのデコレーションなどを通して冬のイベントを満喫した。</li> <li>3月11日（土） 春のおでかけ～作ろうぜマイカップヌードル～ 場所：インスタントラーメン発明記念館 参加人数：16名 内容：公共交通機関を利用し外出の楽しさや、自分でオリジナルのカップヌードルを作る体験をしていただいた。</li> </ul> <p>③スポーツ企画 これまでの経験（学校の体育や病院のリハビリなどで身体を動かすこと）による苦手意識を克服し、スポーツを“観るもの”から“プレイするもの”と感じてもらえればと、この企画が始まり12年となった。当初から、それぞれの障害をフォローし合いながら、キックベースボールやバドミントン、卓球など、いろいろなことに挑戦した結果、今ではふうせんバレーボールがメインとなっている。</p> <p>大阪市内には、障害者がスポーツする場所として舞洲障がい者スポーツセンターや長居障がい者スポーツセンターがあり、設備等は整っているが、自分が住む地域で気軽にスポーツを楽しみ、地域との交流ができ、社会参加のきっかけに繋がればとの思いから、淀川スポーツセンターを利用している。</p> <p>毎月実施する中でチームワークが深まり、参加者同士の交流が生まれ、休憩中は世間話もするが、障害についての話に及ぶこともあり、相互理解の場にもなっている。また、スポーツセンタースタッフとの交流も増え、障害についての質問をいただいたり、さらに理解を深めようとしてくれている。淀川スポーツセンター主催の「ハンディキャップチャレンジデイ」の企画内容について提案し、より障害を持つ人が参加しやすく、地域とのつながりを作ってもらいやすいような取組みとなるよう協力している。</p> <p>また、毎月の企画に参加者の中から希望者を募り、ふうせんバレーボール大会に出場している。ここでは、緊張する中で練習の成果を発揮したり、日頃会うことのない他チームのプレイを観たり交流したりし、刺激を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月5日（日） ふうせんバレーボール 大阪大会 場所：長居障がい者スポーツセンター 参加人数：9名</li> <li>10月2日（日） ふうせんバレーボール 関西大会 場所：舞洲障がい者スポーツセンター 参加人数：8名</li> </ul> <p>④ヘルパーさんとクッキング 長年のピアカウンセリング利用者と一緒に企画。いずれはヘルパー制度を利用してのひとり暮らしを目指す4人の肢体不自由の障害当事者を対象に、調理方法だけではなく、プログラムを通して、自分ができること、不得手なことを理解し、ヘルパーへの希望の伝え方を身に付けてもらえることを目的としている。また、近しい障害、生活環境、目標であることで交流を深めてもらえるようにサポートする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月30日（土） 料理：炊き込みごはん&amp;和風惣菜</li> <li>7月30日（土） 料理：唐揚げ冷麺～冷やし中華風～</li> <li>10月29日（土） 料理：オムライス</li> <li>1月28日（土） 料理：よせ鍋&amp;キムチ鍋</li> </ul> <p>⑤地域ふれあいコンサート 毎年5月に開催される「地域ふれあいコンサート」に向けて、出場者を募り、集団練習や個人練習を重ね本番を迎える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 2日（土） 歌「365日の紙飛行機」練習 場所：野中公園 参加人数：9名</li> <li>4月16日（土） 歌「365日の紙飛行機」練習 場所：えんじょい 参加人数：1名</li> <li>5月 7日（土） 歌「365日の紙飛行機」練習 場所：えんじょい 参加人数：4名</li> <li>5月16日（月） 歌「365日の紙飛行機」練習 場所：えんじょい 参加人数：2名</li> <li>5月21日（土） 歌「365日の紙飛行機」練習 場所：えんじょい 参加人数：3名</li> <li>5月29日（日） 歌「365日の紙飛行機」練習 場所：淀川区民センター 4階 音楽室 参加人数：4名</li> <li>5月29日（日） 本番 歌「365日の紙飛行機」合唱 場所：淀川区民センター 参加人数：6名</li> </ul>	<p>平成29年度</p> <p>当センターは、区障がい者相談支援センターとして活動しているが、当事者主体で運営する視点から、以下の役割も担うべきと考え、取り組んでいる。</p> <p>地域の障害者の交流の場として話をしやすい場を出す事で、他の利用者とのコミュニケーションや支援者との出会い、新しい自分の発見など、その人それぞれの目的を持って、当センターの企画を利用してもらえるよう心掛けた。</p> <p>しかし、昨年度くらべ、区センターとしての業務を優先したため、行事回数が減少している。</p> <p>①フリータイム 6月まで毎月第1土曜日（14：30～17：00）、第3土曜日（10：30～12：00）実施していた。 7月以降は、毎月第1土曜日（14：00～17：30）のみ実施する。</p> <p>②季節行事の実施 季節に合わせて、ILPの要素も取り入れた企画を実施している。</p> <p>11月25日（土） 秋を満喫～ポップクワドでポップコーン 場所：淀川河川敷ハースキューエリア 参加人数：4名 内容：みんなで焼き芋やフルーツ等を焼いて、ほっこりした気分になって頂く。</p> <p>③スポーツ企画 これまでの経験（学校の体育や病院のリハビリなどで身体を動かすこと）による苦手意識を克服し、スポーツを“観るもの”から“プレイするもの”と感じてもらえればと、この企画が始まり14年となった。当初から、それぞれの障害をフォローし合いながら、色々なことに挑戦した結果、今ではふうせんバレーボールがメインとなっている。</p> <p>大阪市内には、障害者がスポーツする場所として舞洲障がい者スポーツセンターや長居障がい者スポーツセンターがあり、設備等は整っているが、自分が住む地域で気軽にスポーツを楽しみ、地域との交流ができ、社会参加のきっかけに繋がればとの思いから、淀川スポーツセンターを利用している。</p> <p>毎月実施する中でチームワークが深まり、参加者同士の交流が生まれ、休憩中は世間話もするが、障害についての話に及ぶこともあり、相互理解の場にもなっている。また、スポーツセンタースタッフとの交流も増え、障害についての質問をいただいたり、さらに理解を深めようとしてくれている。淀川スポーツセンター主催の「ハンディキャップチャレンジデイ」の企画内容について提案し、より障害を持つ人が参加しやすく、地域とのつながりを作ってもらいやすいような取組みとなるよう協力している。</p> <p>また、毎月の企画に参加者の中から希望者を募り、ふうせんバレーボール大会に出場している。ここでは、緊張する中で練習の成果を発揮したり、日頃会うことのない他チームのプレイを観たり交流したりし、刺激を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月4日（日） ふうせんバレーボール 大阪大会 場所：長居障がい者スポーツセンター 参加人数：13名</li> <li>11月5日（日） ふうせんバレーボール 関西大会 場所：舞洲障がい者スポーツセンター 参加人数：10名</li> </ul> <p>④ヘルパーさんとクッキング 長年のピアカウンセリング利用者と一緒に企画。いずれはヘルパー制度を利用してのひとり暮らしを目指す肢体不自由の障害当事者を対象に、調理方法だけではなく、プログラムを通して、自分ができること、不得手なことを理解し、ヘルパーへの希望の伝え方を身に付けてもらえることを目的としている。また、近しい障害、生活環境、目標であることで交流を深めてもらえるようにサポートする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 8日（土） 料理：サンドウィッチ</li> <li>7月29日（土） 料理：冷やしうどん&amp;わらびもち</li> <li>10月28日（土） 料理：親子丼&amp;スープ</li> </ul> <p>⑤地域ふれあいコンサート 毎年5月に開催される「地域ふれあいコンサート」に向けて、出場者を募り、練習を重ね本番を迎える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月13日（木） 歌「見上げてごらん夜の星を～ほくらうた～」リハーサル 場所：淀川区民センター 参加人数：2名</li> <li>5月28日（日） 本番「見上げてごらん夜の星を～ほくらうた～」合唱 場所：淀川区民センター 参加人数：3名</li> </ul>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター								変更又は改善内容								
2 日々の相談支援業務		平成28年度								平成29年度								
2-1 継続支援対象者数																		
①利用登録者(継続支援対象者)の実人数(指定相談支援を除く)		障がい種別	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度未登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度未登録者数								
身体障がい	視覚	5	1	0	6	6	0	4	2									
	聴覚	1	0	0	1	1	0	1	0									
	肢体	27	1	1	27	27	3	11	19									
	内部	0	0	0	0	0	0	0	0									
	計	33	2	1	34	34	3	16	21									
	難病	0	0	0	0	0	0	0	0									
	知的障がい	20	2	0	22	22	2	5	19									
	精神障がい	17	0	0	17	17	2	2	17									
	障がい児	3	0	0	3	3	1	0	4									
	重複障がい	29	2	1	30	30	0	12	18									
その他	0	0	0	0	0	0	0	0										
合計	102	6	2	106	106	8	35	79										
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計							
		23人	20人	33人	21人	97人	18人	12人	26人	23人	79人							
2-2 相談支援内容		平成28年度								平成29年度								
①延べ相談件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	利用登録者	5	2	0	0	0	0	7	2	15	3	5	9	0	0	34	
		それ以外	13	18	0	2	5	1	12	51	2	4	0	1	1	1	0	9
	聴覚	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		それ以外	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体	利用登録者	56	56	21	12	3	0	81	229	50	37	10	12	0	1	29	139
		それ以外	84	22	8	7	0	2	8	131	39	11	2	2	0	2	2	58
	内部	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		それ以外	6	1	0	0	0	0	0	7	13	9	1	0	0	0	0	23
	計	利用登録者	61	58	21	12	3	0	81	236	52	52	13	17	9	1	29	173
		それ以外	103	42	8	9	5	3	20	190	54	24	3	3	1	3	2	90
難病	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	それ以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
知的障がい	利用登録者	68	74	86	39	8	0	103	378	121	70	76	27	76	0	34	404	
	それ以外	110	53	15	10	16	4	25	233	87	52	12	1	18	7	8	185	
精神障がい	利用登録者	59	23	41	30	0	0	20	173	89	71	41	13	1	0	4	219	
	それ以外	166	82	39	32	12	5	17	353	90	64	28	20	18	6	5	231	
障がい児	利用登録者	0	0	0	0	0	0	12	12	1	4	1	0	0	0	5	11	
	それ以外	22	10	1	0	0	0	3	36	27	18	3	0	3	0	6	57	
重複障がい	利用登録者	246	123	49	42	22	0	76	558	200	113	52	19	14	1	31	430	
	それ以外	36	19	30	12	13	3	25	138	45	29	8	4	3	2	4	95	
その他	利用登録者	0	0	0	0	0	0	102	102	0	0	0	0	0	0	14	14	
	それ以外	4	5	0	0	0	3	4	16	1	2	0	0	0	0	1	4	
合計	利用登録者	434	278	197	123	33	0	394	1459	463	310	183	76	100	2	117	1251	
	それ以外	441	211	93	63	46	18	94	966	304	191	54	28	43	18	26	664	
総合計		875	489	290	186	79	18	488	2425	767	501	237	104	143	20	143	1915	
②相談の実施方法		電話相談	来所相談	訪問相談	その他	合計	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	合計							
		1093件	143件	185件	56件	1477件	925件	153件	195件	27件	1300件							

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>2-3 日々の相談件数の分析</p>	<p style="text-align: center;">平成28年度</p> <p>相談の方法としては電話相談による対応が最も多く、相談のルートも本人・家族からが多い傾向にある。対応を行ったケースの中で特に多かったのは昨年度に引き続き精神障害を有する重複障害者であった。</p> <p>相談内容においても障害者手帳の取得や取得後の制度利用など情報提供のみで終わる相談もあれば、ピアカウンセリングや権利擁護、引きこもり者への支援、仕事探し、区外からの引越し、退院後の支援、地域交流など継続的に関わる相談も多かった。特に虐待対応や触法障害者への対応など複合的な課題を有するケースについては、地域包括支援センターや地域生活定着支援センターなどの関係機関と連携し支援にあたった。またこういったケースにおいては問題がいったん解決した後も問題の再発が起こらないよう定期的な訪問を継続し対応を行っている。</p> <p>相談窓口を広げ新規の相談に繋げていくためにも地域との交流は必要であり、なるべく地域主催のイベントには参加するようにし、区障がい者相談支援センターとしての周知を行った。今年度は淀川区地域自立支援協議会主催の「第2回はたらく・くらしフェスタ」や南部地域包括支援センター主催の交流会「わいわい南部」、西中島地域の防災訓練などに参加し、そこから相談に繋がったケースもあった。</p> <p>指定相談支援事業所への後方支援については今年度立ち上げられた事業所を年度半ばに訪問し話を聞かせていただいた。そこから一緒に動くケースも数件あった。また職員休職により事業を閉鎖される事業所もあり、それに伴う引き継ぎのサポートも行った。</p> <p>なお、全体の相談件数としては昨年度と比べると800件近く減少している。この主な理由としては、平成27年度時点では相談支援専門員が4名配置されていたのに対し、今年度は法人による人事異動により相談支援専門員が2名少ない状態での実施となった。また補充された職員も相談経験が少なかったため今年度は人材育成に力を注いだ。これにより前職員が受けていた計画相談支援のケースも現存の職員が引き継ぐこととなり、相談員ひとりにかかる負担が増え相談件数の減少に繋がってしまった。</p> <p>また数字としては現れにくい、カウント上は同じ相談1件であっても障害特性や相談内容によっては数時間の対応を行うこともあった。さらに件数としては含まれていないが、高齢者による介護保険に関する相談なども時折あり、可能な範囲で相談対応を行った。</p>	<p style="text-align: center;">平成29年度</p> <p>相談の方法としては電話による相談が最も多く、相談ルートは本人・障害福祉サービス事業所からが多い傾向にある。対応を行った方の障害種別については精神障害を持たれている方の相談が増加傾向にある。</p> <p>相談内容については障害者手帳取得や居宅介護等の障害福祉サービスの利用援助、自分に合った仕事探し、区内への引越しに向けての準備等多岐にわたる相談であった。また、薬物・アルコール依存症や発達障害、障害者虐待や触法障害者への対応等、専門的な知識や経験、その対応方法を求められる相談もあった。こういったケースについては当センターのみで解決するのではなく司法等適切な関係機関とも連携し対応にあたった。すぐに解決の糸口を見つけれられる相談は少ないので、長期的かつ密な関係性づくりが必要とされる場面が多くみられた。</p> <p>区内や近隣市区の障害福祉サービス等の事業所からは計画相談支援についての基本的な考え方や請求方法等、障害福祉サービスを提供する者としての理念や基本姿勢、事業運営に関する相談も見られた。また淀川区における地域自立支援協議会への参画希望の相談もあり、運営委員長や各部長とも連携を行いながら積極的に参画をしていただき、考え方や意見の幅が広がるなど地域の連携力を高めるためのサポートを行なった。</p> <p>昨年度と比べると相談件数が200件弱減っている。理由としては相談を長年続けていた職員の退職によるものが大きく、計画相談支援のケースが1人の相談員に集中してしまったことが原因だと思われる。地域の方々が気軽に相談できる機関を目指す当センターとしては、それを打開すべく法人には退職した直後から職員補充を最優先でお願いしていたが、職員補充が委託期間が終了する年度末に集中することとなってしまった。</p> <p>また、数字としては表れにくいカウント上は同じ相談1件であっても障害特性や相談内容によっては数時間の相談対応を行うこともあった。さらに件数としては含まれていないが高齢者による介護保険に関する相談も時折あり、可能な範囲で相談対応を行った。</p>

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について	平成28年度	平成29年度
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	<p>①障害特性等に対応できる社会資源の不足</p> <p>区内における社会資源が不足していることがあげられる。グループホームや医療的ケアができる生活介護事業所、緊急時に利用できる短期入所事業所など、なくては困る事業所が不足している。そのため、必要に応じて近隣区にある事業所にも声をかけるが「対応が難しい」や「空きがない」などと断られるケースも少なくはない。</p> <p>また、就労系サービスにおいては、身体介護（例えばトイレ介助など）を必要とする方々の受け入れはこくわずかであり、通所手段についても送迎でなく自力通所ができる人でないことと利用できない制約があることで社会参加への妨げになっている部分もある。</p> <p>さらに、訪問系サービスにおいては、医療的ケアができるヘルパー事業所が少ないことや、重度訪問介護による長時間のサービスや夜間帯でのサービス導入が、ヘルパー不足の課題により対応が難しいと断られるケースも少なくはない。ヘルパー利用は多くの障害者が地域で自分らしく生活するための手段であり、その役割は極めて大きいと言える。これらも事業所に対して障害者のニーズを伝えていくことや社会資源の情報収集などは継続して行い、加えて行政等へも地域の状況や障害者のニーズを伝えていきたいと考えている。</p> <p>②計画相談支援事業の担い手不足</p> <p>区内において計画相談支援事業を行える指定特定相談支援事業所が少ないことがあげられる。年々少しずつは増えてきているが、どこの事業所も少数の相談支援専門員で事業運営されているため、利用ニーズに対して受け皿が思い付いていないのが現状である。ひとりで100件以上のケースを受けているところもあれば、職員の休職により事業閉鎖に至った事業所も出てきている。平成29年2月末時点での淀川区における計画相談支援の達成率は4割程度であり、このまま事業所及び担い手となる相談支援専門員が増えなければ飽和状態になるのは時間の問題と言える。また、数だけでなく各相談支援専門員のスキルアップが出来る場も必要であり、現在は地域自立支援協議会の相談支援部会において定期的な意見交換や情報共有、ケース検討などを行うことでその場としている。さらに加えて、困難ケースへの対応や事業運営に関する助言など、指定相談支援事業所への後方支援も継続的にを行い、地域全体の相談支援の力を底上げしていきけるように努めていきたい。</p> <p>③障害当事者及び家族の高齢化による問題</p> <p>区内において、サービスに繋がっていない障害当事者とその家族が高齢化し孤立化する問題があげられる。家族の意向でそれまで家族対応でなんとかしてきた世帯も、高齢化によりだんだんとできることが減り、それがネグレクトなど虐待に繋がるケースもある。こういったケースの場合、いかに本人・家族との関係性を構築できるかがポイントであり、問題が起こる前に相談に繋がれば本人・家族にとっての生活の選択肢を広げていくことができる。そのために地域と連携しながらアウトリーチ活動を行い、権利擁護の視点から潜在的なニーズの掘り起こしに努めたいと考えている。今年度は淀川区南部地域包括支援センターが主催する交流会「いわい南部」に参加し、高齢者と関わる事業所から話を聞いたり、区障がい者相談支援センターについての役割等を周知した。これにより相談に繋がったケースも数件あった。</p> <p>④権利擁護体制の充実</p> <p>地域で生活されている障害者が正しく福祉サービスを利用できるようにするためにも権利擁護の仕組みづくりを行うことは地域の課題である。特に営利的により本来の福祉サービスの在り方から逸脱した取り組みをされていることや、障害特性に応じた配慮をできていないところも出てきている。またここ数年、区内においては就労継続支援A型事業所と放課後等デイサービス事業所が新規開所され増加傾向にあるが、中には指定支援決定や体験利用の受け入れを断られることもあった。社会資源が増えることは障害者にとってそれだけ選択肢が広がることになるが、数だけでなく、質の向上にも繋がる仕組みづくりも必要であり、地域自立支援協議会での意見交換などを進め、関係機関と共に構築していきたいと考えている。</p>	<p>①障害特性等に対応できる社会資源の不足</p> <p>地域課題の一つとして障害特性に対応できる社会資源がまだまだ不足していることがあげられる。グループホームや医療的ケアができる生活介護事業所、緊急時に利用できる短期入所事業所など、なくては困る事業所が不足している。そのため、必要に応じて近隣区にある事業所にも声をかけるが「対応が難しい」や「空きがない」などと断られるケースも少なくはない。また、就労系サービスにおいては、身体介護（例えばトイレ介助など）を必要とする方々の受け入れはこくわずかであり、通所手段についても送迎でなく自力通所ができる人でないことと利用できない制約があることで社会参加への妨げになっている部分もある。さらに、訪問系サービスにおいては、医療的ケアができるヘルパー事業所が少ないことや、重度訪問介護による長時間のサービスや夜間帯でのサービス導入が、ヘルパー不足の課題により対応が難しいと断られるケースも少なくはない。ヘルパー利用は多くの障害者が地域で自分らしく生活するための手段であり、その役割は極めて大きいと言える。これらも事業所に対して障害者のニーズを伝えていくことや社会資源の情報収集などは継続して行い、加えて行政等へも地域の状況や障害者のニーズを伝えていきたいと考えている。</p> <p>②計画相談支援事業の担い手不足</p> <p>区内において計画相談支援事業を行える指定特定相談支援事業所が少ないことがあげられる。年々少しずつは増えてきているが、どこの事業所も少数の相談支援専門員で事業運営されているため、利用ニーズに対して受け皿が思い付いていないのが現状である。依然として一人では100件以上のケースを受けているところもあれば、事業運営の継続が難しく閉鎖に至った事業所もあった。平成30年2月末時点での淀川区における計画相談支援の利用率は障害者が49.0%・障害児が62.8%であり、半数くらいの方がセルフプランを選ばれている状況。特に制度の利用までに時間がかかることや制度を利用した場合のメリットが伝わりにくいという理由から必要性の高い方であってもセルフプランを選ばれている方が多いことも制度として捉えている。また事業所の数だけでなく各相談支援専門員のスキルアップが出来場も必要であり、現在は地域自立支援協議会の相談支援部会において定期的な意見交換や情報共有、ケース検討などを行うことでその場としている。さらに加えて、困難ケースへの対応や事業運営に関する助言など、指定相談支援事業所への後方支援も継続的にを行い、地域全体の相談支援の力を底上げしていきけるように努めていきたい。</p> <p>③障害当事者及び家族の高齢化による問題</p> <p>区内において、サービスに繋がっていない障害当事者とその家族が高齢化し孤立化する問題があげられる。家族の意向でそれまで家族対応でなんとかしてきた世帯も、高齢化によりだんだんとできることが減り、それがネグレクトなど虐待に繋がるケースもある。こういったケースの場合、いかに本人・家族との関係性を構築できるかがポイントであり、問題が起こる前に相談に繋がれば本人・家族にとっての生活の選択肢を広げていくことができる。そのために地域と連携しながらアウトリーチ活動を行い、権利擁護の視点から潜在的なニーズの掘り起こしに努めたいと考えている。</p> <p>④権利擁護体制の充実</p> <p>地域で生活されている障害者が正しく福祉サービスを利用できるようにするためにも権利擁護の仕組みづくりを行うことは地域の課題である。特に営利的により本来の福祉サービスの在り方から逸脱した取り組みをされていることや、障害特性に応じた配慮をできていないところも出てきている。淀川区においては特にここ数年で就労継続支援A型事業所が多く立ち上がり利用希望される方も多い。しかし、中には数日前告知で突然閉所されることや終業時間をされないまま本人と利用手続きを進めたり、相談支援事業所が入っている方でその連絡もなくやめていたというケースの報告も入っている。社会資源が増えることは障害者にとってそれだけ選択肢が広がることになるが、数だけでなく、質の向上にも繋がる仕組みづくりも必要であり、地域自立支援協議会での意見交換などを進め、関係機関と共に構築していきたいと考えている。</p>

事業所名		淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		平成28年度	平成29年度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成29年5月30日	平成30年7月31日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	(0-5) 障害当事者のスタッフを配置してピアカウンセリングを実施しているセンターは24区のセンターの中でも少ないように感じるが、実際にどのようなやり方で行っているのを知りたい。 ⇒当センターが取り組んでいるピアカウンセリングについて説明を行った。	
	1 事業運営全般	(1-3-① a) 自立支援協議会主催の取り組みについての記述が区センター主催の取り組みに読み取れる書き方になっていたので表現を和らげたほうがいいのではないか。  (1-3-① a) 他分野にも自立支援協議会の周知をされたことで、更生保護施設など新しい分野の事業所が参加してもらえたのは非常に良かったと感じる。  (1-4) 相談以外の取り組みを見ても盛りだくさんの内容でセンターの状況がたいへんなのはよく分かる。区センターの役割が大きいのは分かるが、相談支援を中心にしていくのか、行事やピアカウンセリングなどを中心にしていかでえんじょいとしての特色を出していけばいいのではないかと。 ⇒相談もそれ以外の取り組みも必要なことと認識している。平成28年度に行った取り組みは全て必要なことと判断し実施した。しかし、業務量については今の職員でできるような工夫はしていきたいと考えている。	(1-2-④) 身体障がい者部会の活動の一環で区センターが淀川区内の駅を訪問し駅員の対応について確認したことも書いてもいいのではないかと、主観に基づくものでも取り組んだ事実があるのならそれは書いてもいいのではないかと。
	2 日々の相談支援業務	(2-2) 今年度の相談件数が減少しているとあるが、職員補充が行われない中で実施しているのであればそれは仕方がないことだと感じる。今後も職員の補充が行われないのであれば今の職員体制に見合った業務量に調整していく必要性さえ感じる。  ・そもそも職員配置基準が3人でこれだけの業務を行うのは制度設計上に問題があるのではないかと。  (2-3) 前年度までの自己評価シートを見ても各区で相談件数にばらつきがあるように思える。件数ばかりにとらわれずに1件1件丁寧に対応していけばいいのではないかと。  (2-3) 区役所がえんじょいを紹介して相談に繋がるケースはあるか？ ⇒区役所とは日々連携を行っているため、そういったケースは非常に多い。	・他市の基幹センターでは計画相談は一切受けず近隣の相談支援事業所に振っているところもあるが、区センターとしてはどう考えているか？ →基本的には計画相談は指定の事業所に受けてもらい、委託は後方支援に徹していきたいと考えている。受けるとしても困難ケースに限るなどなるべく委託業務に支障が出ないようにしたい。  ・1次相談が計画相談になっているケースが多いように感じるが、実際に計画相談を希望される人は多いのか？ →サービスに繋がっていない方の1次相談は高齢なら地域包括、障害なら区センターが担うことになっているが、地域包括と違って区センターは1か所ですべて淀川区全域をカバーしなければならないので区センターに繋がらずいきなり計画相談に繋がるケースも多いと感じている。
	3 区における地域課題について	・淀川区の地域課題をたくさんあげているが、これを大阪市に伝えていくことが必要ではないかと。 ⇒この自己評価シートを通して大阪市にも地域課題は伝えることができる。  ・就労系サービスのみを利用している方が多くがセルフプランになっているように感じる。それにより本来必要なサービスが本人に届かず問題に繋がるケースもある。これも地域課題としてあげられるのではないかと。  ・計画相談支援の担い手不足の理由としては一人の相談員が大量のケースを持たないと経営が成り立たないのも原因ではないかと。	・計画相談支援事業の担い手不足について ⇒地域課題が計画相談支援に引っ張られ過ぎていないか？マンパワー不足の問題は淀川区に限ったことではない。むしろ国が検討すべきことで、一民間事業所や地方自治体が検討すべき課題ではない。それより区センターとしてもっとやらなければならないこと、実現可能なことに集中すべきではないか？ ⇒報酬単価が極端に低くビジネスモデルとしても成立していないのに、周知をただで新規事業所の立ち上げの促進につながるはずがない。人口比率から必要な事業所の数を出せるはずが、国はそれを示そうともしない。「継続的にスキルアップできる仕組みが必要」とのことだが、選り好みせずケースを受けることがスキルアップの近道。わざわざ新たにシステムを立ち上げる必要は無い。かつ相談支援部会をもっと有効に活用すれば良い  ・淀川区は就労系の事業所の増加が地域課題に挙げられる。「数」だけでなく良いサービスが提供出来ているのか「質」についての確認が必要。 →営業でよく来られることが多いため、なるべく話を聞いて見極めるよう心掛けている。

事業所名	淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	平成28年度	平成29年度
	<p>昨年度の後半は法人による人事異動で職員が減少し、残された職員に負担がかかり、業務に支障をきたすこともあったが、今年度に入り職員補充が行われたことで、常勤・非常勤合わせて5名の職員体制で事業運営を行う事ができた。</p> <p>相談の傾向としては精神障害を有する重複障害の方が特に多く、相談内容としても障害者手帳の取得や取得後の制度利用など情報提供のみで終わる相談もあれば、ピアカウンセリングや権利擁護、引きこもり者への支援、仕事探し、区外からの引越し、退院後の支援、地域交流など継続的に関わる相談もあり、幅広い対応を求められた。</p> <p>また、淀川区において今年度より数か所、指定特定相談支援事業所が開所され、実情把握のため訪問し相談の中でも連携し一緒に動く等後方支援を行った。</p> <p>今年度は区障がい者相談支援センター事業が始まって5年目にあたる年であり、地域の中での認知度も高まり、区役所や福祉サービス事業所以外の所からも相談の連絡が入ることがあった。また、地域との交流も積極的に行い、自治会主催の防災訓練や他機関が主催する交流会などにも参加した。</p> <p>地域自立支援協議会においては運営委員長を務め、設置されているすべての部会（身体障害者部会、知的障害者部会、精神保健福祉部会、相談支援部会、居宅介護事業所部会、就労支援部会、子ども支援部会）に委員として参画し、提言を行った。地域自立支援協議会全体としては他機関の協力もあり、セミナーを始め活発な意見交換や地域における社会資源の問題提起等を積極的に行う事ができている。平成28年度は精神障害者の語りテーマにした「精神障がい者啓発セミナー 地域で自分らしく生きる」や障害のある方の仕事や生活について一緒に考える相談会、「第2回はたらく・くらしフェスタ」等の区民を対象にした企画にも取り組むことができた。</p> <p>上記の活動を含め、自己評価シートにおいて運営評価を行い、当センターの役割や地域課題などを再確認する事ができた。地域のみだけでは課題解決をするのが難しいことも多く、こういった課題に対して区や市もきちんと把握し、解決のための取り組み（事業など）を検討していただく必要もある。</p> <p>毎度のことであるが、自己評価シートをもって、区障がい者相談支援センターに求められている役割を再確認する中で、その役割を質の高いレベルで実現させるためには、現在の委託料および人員配置基準では到底見合わないと感じている。今年度も法人による持ち出しが数百万円出ているのが実情である。ますます増幅するその役割に力を注げば注ぐほど業務が増え、委託料外ではあるが計画相談支援等の業務に支障をきたしている。市の財政が厳しいのは承知の上だが、きちんと区障がい者相談支援センターの業務に専念できるよう、委託料や人員配置基準、業務内容の見直しを含めご検討していただければと思う。</p>	<p>今年度は年度前半で職員の退職が続き、年度内のほとんどを3人体制で事業運営を行うことになった。そのため、行事企画等、相談以外の取り組みが大幅に減少した。しかし現体制の中での可能な限りの取り組みを行なった。</p> <p>また、職員体制の問題により、相談件数が200件弱減少していることも事実である。相談の傾向としては、精神障害を持たれている方、もしくはその家族からの相談が多い傾向にある。相談内容としては、障害者手帳取得や居宅介護等の障害福祉サービスの利用援助、自分に合った仕事探し、区内への引越しに向けての準備等多岐にわたるものであった。また、薬物・アルコール依存症や発達障害、障害者虐待や融法障害者への対応等、専門的な知識や経験、その対応方法を求められる相談もあった。</p> <p>また区内において年々少しずつではあるが指定特定相談支援事業所が新規開設されており、既存の事業所も含め、相談支援部会を活用する中で障害種別ごとによる相談対応のポイントの抑え方や相談員としての理念や基本姿勢、事業運営に関することなど可能な範囲で助言を行なった。さらには1ケースに対し、一緒に動くなど、後方支援を行なった。加えて、障害福祉サービス提供事業所からも計画相談に関することから事業運営まで、幅広い相談があり、地域のニーズを伝えるなど、助言を行なった。</p> <p>地域自立支援協議会においては副委員長を務め、設置されているすべての部会（身体障がい者部会、知的障がい者部会、精神保健福祉部会、相談支援部会、居宅介護事業所部会、就労支援部会、子ども支援部会）に委員として参画をし、提言や意見交換を行なった。自立支援協議会全体としては運営委員長や参画していただいているすべての機関の協力もあり、研修会やイベントについての意見交換並びに運営協力、既存の社会資源や日々感じている問題についての問題提起や改善に向けた話し合い、会議の場以外でも事業所同士のかかわりが増え、ネットワークの構築に繋がっている。</p> <p>今年度は昨年度も好評であった「はたらく・くらしフェスタ」の開催をはじめ、相談支援部会が中心となって進めた自立支援協議会研修会「地域で暮らす～あたりまえな生活を目指して～」や、身体障がい者部会が中心となり実施した福祉教育（年4回）及び失語症についての勉強会については各機関の協力も得ながら準備にも多くの時間を費やし区民や各関係機関を対象に実施することができた。加えて、計画相談支援リーフレット（淀川区版）の作成にも取り組むことができた。</p> <p>これらを踏まえ、区センターとして地域課題を見定め、取り組んでいるが、計画相談支援の担い手不足など、淀川区だけの問題ではなく、全市的な課題に対しても向き合わなければならない現状に立たされている。計画相談支援の選定など、ケースの振り分けにおいて、事業所がマンパワー不足を理由に受けられないなど、八方塞がりである。協議会の委員からは計画相談の事業所が増えないのは、報酬単価など、制度設計に問題があるのでは、という意見をいただいております。当センターも後方支援に徹するべきだと考えているが、事業所閉鎖に伴う引継ぎなど突発的な状況下においては前述したとおりに行かない場合も考えられる。</p> <p>来年度からは区障がい者基幹相談支援センターへと名称が変更されるとともに専門的な知識を有するスタッフを配置しなければならないなど非常に高い質を求められる立場になる。今後も地域からの相談や地域課題に対してのアプローチは継続していくが、基幹センターだけではなく区及び市のバックアップ体制の強化も併せて検討していただきたい。</p>